

* 北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

○特定調達契約に係る資格に関する公示	25
○特定調達契約に係る入札の公告（5件）	26
道公安委員会規則	
○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する公安委員会規則の一部を改正する規則	32

目次

規 則

○北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	16
○北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	16

告 示

○救急病院及び救急診療所の申出の撤回	17
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正	17
○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定	17
○土地改良区の役員の住所変更の届出	18
○道営土地改良事業計画の決定	18
○道営土地改良事業変更計画の決定	18
○知事権限に係る保安林の指定の予定	18
○知事権限に係る保安林の指定	18
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定	19
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更	19
○道路の供用の開始	19
○河川法施行令第16条の4第1項第2号イの規定に基づく河川区域内に放置等を禁止する対象物の指定	19
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	20
○特定調達契約に係る入札の公告	20

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示	21
-------------------	----

道立病院局告示

○特定調達契約に係る入札の公告	22
-----------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示	23
○特定調達契約に係る資格に関する公示	23
○特定調達契約に係る入札の公告	24

規 則

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年2月7日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第4号

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則
北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）の一部を次のように改正する。
別表第1 北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年2月7日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第5号

北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則
北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年北海道規則第69号）の一部を次のように改正する。
別表第1 北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成25年北海道条例第45号）の項中「から第4項まで」を「、第2項及び第3項」に改める。
別表第2 特定非営利活動促進法施行条例の項中「及び」を「並びに」に、「から第4項まで（）」を「及び第3項（同条第2項及び第3項にあっては、）」に改め、同表北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の項中「から第4項まで」を「及び第3項」に改める。

別表第3大麻取締法施行細則（昭和28年北海道規則第123号）の項中「第9条第2項」を「第9条第3項」に改める。 別表第4大麻取締法施行細則の項中「第9条第1項」の次に「及び第2項」を加える。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	団恩和会旭川高砂台病院の事項及び旭川医科大学病院の事項中「平成32. 1.31」を「令和 5. 1.31」に改める。 室蘭市の項社会医療法人製鉄記念室蘭病院の事項中「平成32. 1.31」を「令和 5. 1.31」に改める。 釧路市の項社会医療法人孝仁会釧路孝仁会記念病院の事項中「釧路市愛国191番212号 平成32. 1.31」を「釧路市愛国191番212 令和 5. 1.31」に改める。 帯広市の項中「医療法人社団博愛会開西病院」を「社会医療法人博愛会開西病院」に改める。 北見市の項医療法人社団高翔会北星記念病院の事項中「平成32. 1.31」を「令和 5. 1.31」に改め、JA北海道厚生連常呂厚生病院の事項中「北見市常呂町字常呂573番地の2 平成32. 1.31」を「北見市常呂町字常呂573番地2 令和 5. 1.31」に改める。 留萌市の項留萌市立病院の事項中「留萌市東雲町2丁目16番地 平成32. 1.31」を「留萌市東雲町2丁目16番地1 令和 5. 1.31」に改める。 江別市の項医療法人社団親寿会池永クリニックの事項を削り、同項江別市立病院の事項中「平成32. 1.31」を「令和 5. 1.31」に改める。 赤平市の項中「平成32. 1.31」を「令和 5.1.31」に改める。 滝川市の項滝川市立病院の事項中「平成32. 1.31」を「令和 5. 1.31」に改める。 砂川市の項中「平成32. 1.31」を「令和 5.1.31」に改める。 恵庭市の項医療法人北晨会恵み野病院の事項中「平成32. 1.31」を「令和 5. 1.31」に改める。 松前町の項中「平成32. 1.31」を「令和 5. 1.31」に改める。 江差町の項北海道立江差病院の事項中「平成32. 1.31」を「令和 5. 1.31」に改める。 乙部町の項中「平成32. 1.31」を「令和 5. 1.31」に改める。 天塩町の項中「平成32. 1.31」を「令和 5. 1.31」に改める。 平取町の項中「平成32. 1.31」を「令和 5. 1.31」に改める。 鹿追町の項中「平成32. 1.31」を「令和 5. 1.31」に改める。 清水町の項中「平成32. 1.31」を「令和 5. 1.31」に改める。
告 示	
北海道告示第78号 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による次の救急病院から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。 また、届出のあった救急病院の申出書は、北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課に備え置いて縦覧に供する。 令和2年2月7日 北海道知事 鈴木直道 名 称 医療法人社団親寿会池永クリニック 所在地 江別市文京台東町11番地24号 北海道告示第79号 昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。 令和2年2月7日 北海道知事 鈴木直道 札幌市の項国家公務員共済組合連合会斗南病院の事項、医療法人社団札幌外科記念病院の事項、北海道大学病院の事項、医療法人新川新道整形外科病院の事項、医療法人麻生整形外科病院の事項、社会医療法人社団愛心館愛心メモリアル病院の事項、独立行政法人国立病院機構北海道がんセンターの事項、社会医療法人朋仁会整形外科北新病院の事項、社会医療法人恵佑会札幌病院の事項、医療法人柏葉脳神経外科病院の事項、独立行政法人地域医療機能推進機構北海道病院の事項、社会医療法人孝仁会北海道大野記念病院の事項及び社会医療法人孝仁会札幌第一病院の事項中「平成32. 1.31」を「令和 5. 1.31」に改める。 函館市の項社会医療法人高橋病院の事項、函館五稜郭病院の事項、特定医療法人富田病院の事項及び医療法人雄心会函館新都市病院の事項中「平成32. 1.31」を「令和 5. 1.31」に改める。 旭川市の項大西病院の事項、整形外科進藤病院の事項、医療法人社団幾見会木原循環器科内科医院の事項、社会医療法人元生会森山病院の事項、旭川赤十字病院の事項、医療法人社	北海道告示第80号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、渡島平野土地改良区を行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。 その関係書類は、渡島総合振興局に備え置いて、令和2年2月10日から20日間、一般の縦覧に供する。 令和2年2月7日

北海道告示第81号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項後段の規定により、厚沢部土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。

令和2年2月7日

北海道知事 鈴木直道

理事・監事の別氏名	住	所
変	更	前
更	更	後
理	事	下川部 耕二
		檜山郡厚沢部町字稲見28番地7
		檜山郡厚沢部町新町79番地1

北海道告示第82号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、令和2年2月10日から20日間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月7日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	縦覧場所
札内川右岸南部	農業用排水施設、区画整理、暗渠排水、除磔	北海道十勝総合振興局
忠類	区画整理、暗渠排水	同
北中	農業用道路	同
御影旭山	区画整理、農用地造成、除磔	同
新得第4	区画整理、暗渠排水、除磔	同

北海道告示第83号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（中美地区（農業用排水施設））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、令和2年2月10日から20日間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月7日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第84号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和2年2月7日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林予定森林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内715の2・717の1・718の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字幌内717の1（次の図に示す部分に限る。）、715の2、718の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第85号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和2年2月7日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 保安林の所在場所 勇払郡厚真町字高丘399の1・414の1・415の2・416・418・472の1・472の3・482・483の1・484の1・485の2（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）、375の18、415の1、417、419、484の2、485の1、485の3、486、609の8

(2) 指定の目的 水源の涵養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字高丘375の18・399の1・415の1・416・482・484の2・486・609の8（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）、414の1、415の2、417から419まで、

472の1、472の3、483の1、484の1、485の1、485の2

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所 勇払郡厚真町字桜丘295の1・296・308・309の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第86号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和2年2月7日

北海道知事 鈴木直道

1 指定施業要件変更予定保安林 紋別郡興部町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び興部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第87号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年2月7日

北海道知事 鈴木直道

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 久遠郡せたな町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道檜山振興局産業振興部林務課及びせたな町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第88号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月7日

北海道知事 鈴木直道

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日

道道 遠軽雄武線 紋別郡西興部村字上藻411番1地先から 令和2.2.7
同郡西興部村字上藻170番地先まで

北海道告示第89号

河川法施行令（昭和40年政令第14号）第16条の4第1項第2号イの規定に基づき、河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものを次のとおり指定する。

令和2年2月7日

北海道知事 鈴木直道

水系名	河川名	河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないもの
二級河川	常盤川水系	常盤川
船舶及び船舶の係留のために用いる物件		
二級河川	戸切地川水系	戸切地川
同上		

二級河川大野川水系 大野川 同上
二級河川松倉川水系 松倉川 同上
二級河川汐泊川水系 汐泊川 同上

北海道告示第90号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和2年2月7日

北海道知事 鈴木直道

- 1 施行者の名称 札幌市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・3・6号西5丁目・樽川通及び3・4・55号琴似・栄町通）
- 3 事業施行期間 平成13年4月27日から令和6年3月31日まで
- 4 事業地（収用の部分） 平成28年北海道告示第185号の事業地のうち麻生町5丁目地内において事業地を変更し、麻生町3丁目を加える。

北海道告示第91号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年2月7日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 入札番号 1

(ア) 調達をする物品等の名称 北海道本庁等A4判コピー用紙ほか全4件（1箱当たりの単価）

(イ) 調達予定数量 31,100箱

イ 入札番号 2

(ア) 調達をする物品等の名称 北海道本庁等A3判コピー用紙ほか全4件（1箱当たりの単価）

(イ) 調達予定数量 1,100箱

ウ 入札番号 3

(ア) 調達をする物品等の名称 北海道本庁等B4判コピー用紙（1箱当たりの単

価）

(イ) 調達予定数量 300箱

エ 入札番号 4

(ア) 調達をする物品等の名称 北海道本庁等B5判コピー用紙（1箱当たりの単価）

(イ) 調達予定数量 20箱

アからエまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 電子入札に関する事項

この入札は、原則として、入札書その他の書類の提出を電子入札システムを利用して行うこと。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、事前の申込みにより、紙の手続による参加を認める。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、ア及びイに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年2月7日（金）午前9時から同年3月9日（月）午後5時まで

ただし、紙により申請する場合は、北海道出納局会計管理室調達課に令和2年2月7日（金）から同年3月9日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日のみ午後3時）までに提出すること。

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道出納局会計管理室調達課
- 5 入札書の提出等
- (1) 入札開始日時 令和2年3月18日(水)午前9時
- (2) 入札書提出締切日時 令和2年3月23日(月)午後3時
- ただし、紙により提出する場合で、持参によるときは、次の開札場所に開札予定日時に、送付によるときは、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道出納局会計管理室調達課に開札予定日時まで提出すること。
- (3) 開札場所 北海道庁別館4階出納局入札室
- (4) 開札予定日時 令和2年3月24日(火)午前11時
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 電子入札システム上及び北海道出納局会計管理室調達課
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- また、北海道出納局会計管理室調達課のホームページ(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/cut/kjc5.htm>)においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
- 契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道出納局会計管理室調達課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道

庁別館4階

(3) 電話番号 011-204-5076

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Copier paper (recycled-paper) A4 (297mm×210mm) Approximately 31,100boxes (500sheets / volume Five volume is entered)
- b Copier paper (recycled-paper) A3 (420mm×297mm) Approximately 1,100boxes (500sheets / volume Three volume is entered)
- c Copier paper (recycled-paper) B4 (364mm×257mm) Approximately 300boxes (500sheets / volume Five volume is entered)
- d Copier paper (recycled-paper) B5 (257mm×182mm) Approximately 20boxes (500sheets / volume Five volume is entered)

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., March 24, 2020

C Contact : Procurement Division, Office of Accounting Administration, Treasury Bureau, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5076

総合振興局告示及び振興局告示

北海道上川総合振興局告示第1002号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年2月7日

北海道上川総合振興局長 佐藤卓也

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
乗用自動車 1台
- 2 落札を決定した日
平成31年3月6日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 株式会社ホンダベルノ旭川
(2) 住所 旭川市神楽5条9丁目1番3号
- 4 落札金額
1,456,755円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告 平成31年2月12日付け北海道上川総合振興局告示第1006号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道上川総合振興局保健環境部児童相談室 (2) 所在地 旭川市10条通11丁目	るところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 令和2年2月7日（金）から同年3月9日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
道 立 病 院 局 告 示	
北海道道立病院局告示第4号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和2年2月7日 北海道病院事業管理者 鈴木 信 寛 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 調達をする物品等の名称 注射薬（1％プロポフォル静注1％20ml「マルイシ」）ほか338品目（1包装当たりの単価） イ 調達予定数量 入札説明書及び仕様書による。 339品目については、それぞれの入札とする。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 契 約 期 間 令和2年4月1日から同年9月30日まで (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第24条第1項に規定する卸売販売業の許可を受けていること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定め	
イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道道立病院局経営改革課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道道立病院局経営改革課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館9階第1研修室 （送付による場合は、郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道道立病院局経営改革課） (2) 入 札 日 時 令和2年3月19日（木）午前10時30分（送付による場合は、同月18日（水）までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道道立病院局のホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/db/bkk/kaiirekariire2.htm）においてダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 品目ごとに落札者を決定することとし、有効な入札をした者のうち、入札金額（単価）が北海道道立病院局財務規程（平成29年北海道病院事業管理規程第18号）第242条の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格	

(単価)である者を落札者とする。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより、道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道道立病院局経営改革課 (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 (3) 電 話 番 号 011-204-5295 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Internal medicines and so on 339 items B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., March 19, 2020 (If mailed, bids must arrive no later than March 18, 2020) C Contact : Bureau of Prefectural Hospitals, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan Phone : 011-204-5295	5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和元年12月3日付け北海道教育庁空知教育局告示第46号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁渡島教育局告示第10号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和2年2月7日 北海道教育庁渡島教育局長 五十嵐 晋 1 資格及び調達をする特定役務の種類 令和元年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 令和2年2月7日に一般競争入札の公告を行う北海道函館養護学校通学用バス借上運行単価契約 (2) 資 格 北海道函館養護学校通学用バス借上運行単価契約に関する資格（以下「資格」という。） (3) 特 定 役 務 の 種 類 北海道函館養護学校の児童生徒が登下校時に使用する通学用バスの借上運行業務 2 資 格 要 件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。 (1) 申請をしようとする日現在において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号のロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の免許又は許可を現に受けている者であって、当該事業を引き続き2年以上営んでいること。 (2) 道路運送法第9条の2第1号に規定する旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣へ届け出ていること。 (3) 連絡してから北海道函館養護学校に1時間30分以内に到着できること。 (4) 次の仕様を満たした貸切りのバス2台を同時に運行できること。
道 教 育 庁 教 育 局 告 示 北海道教育庁空知教育局告示第6号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和2年2月7日 北海道教育庁空知教育局長 竹 林 亨 1 落札に係る物品等の名称及び数量 道立学校パーソナルコンピュータの購入 1台 2 落札を決定した日 令和2年1月21日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 有限会社きたの (2) 住 所 美唄市大通西1条北1丁目1番27号 4 落札金額 132,000円	

- ア 座席数 27席以上（補助席を除く。）及び車椅子・バギー固定スペース5台以上
イ 装備品 車椅子昇降用リフト、車椅子・バギー固定用金具及び座席用幅広胸ベルト

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和2年2月7日（金）から同月25日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<http://www.dokyoipref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 函館市美原4丁目6番16号
(3) 電 話 番 号 0138-47-9029

北海道教育庁渡島教育局告示第11号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年2月7日

北海道教育庁渡島教育局長 五十嵐 晋

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量

北海道函館養護学校通学用バス借上運行業務

ア Aコース（1日3便）（1日当たりの単価） 37日

イ Aコース（1日2便）（1日当たりの単価） 170日

ウ Bコース（1日3便）（1日当たりの単価） 117日

エ Bコース（1日2便）（1日当たりの単価） 90日

- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

- (4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和2年北海道教育庁渡島教育局告示第10号に規定する北海道函館養護学校通学用バス借上運行単価契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎4階402号会議室
（送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室）

- (2) 入 札 日 時 令和2年3月3日（火）午前10時（送付による場合は、同月2日（月）午後5時までに必着）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- (1) 名 称 及 び 数 量 北海道七飯養護学校通学用バス借上運行業務

ア 5号線コース（1日3便） 107日

イ 5号線コース（1日2便） 100日

ウ 産業道路コース（1日2便） 207日

エ 五稜郭コース（1日3便） 107日

オ 五稜郭コース（1日2便） 100日

カ 北斗市コース（1日3便） 107日

キ 北斗市コース（1日2便） 100日

- (2) 予 定 時 期 令和2年2月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

- (1) 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。
(2) 入札書には積算内訳書を添付することとし、開札後、当該積算内訳書を審査し、地方運輸局へ届け出た運賃・料金をもとに積算された入札金額（単価）であることの確認を行う。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
(3) 電 話 番 号 0138-47-9029

11 Summary

- A Nature and quantity of the services to be procured : Chartered school bus with a driver course A (3 times a day) 37 services, A (2 times a day) 170 services, course B (3 times a day) 117 services, B (2 times a day) 90 services
B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 3, 2020
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 2, 2020)
C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Oshima District Bureau of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8557 Japan
Phone : 0138-47-9029

北海道教育庁渡島教育局告示第12号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年2月7日

北海道教育庁渡島教育局長 五十嵐 晋

1 資格及び調達をする特定役務の種類

令和元年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 令和2年2月7日に一般競争入札の公告を行う北海道七飯養護学校通学用バス借上運行単価契約
(2) 資 格 北海道七飯養護学校通学用バス借上運行単価契約に関する資格（以下「資格」という。）
(3) 特 定 役 務 の 種 類 北海道七飯養護学校の児童生徒が登下校時に使用する通学用バスの借上運行業務

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 申請をしようとする日現在において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号のロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の免許又は許可を現に受けている者であって、当該事業を引き続き2年以上営んでいること。
(2) 道路運送法第9条の2第1号に規定する旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣へ届け出ていること。
(3) 連絡してから北海道七飯養護学校に1時間30分以内に到着できること。
(4) 次の仕様を満たした貸切りのバス4台を同時に運行できること。

- ア 座席数 45席以上（補助席を除く。） 3台
イ 座席数 27席以上（補助席を除く。） 1台
ウ 添乗員 2名

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和2年2月7日（金）から同月25日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9

時から午後5時までの間にしなければならない。

- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/>）においてダウンロードすることができる。

- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

- 6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号
(3) 電話番号 0138-47-9029

北海道教育庁渡島教育局告示第13号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年2月7日

北海道教育庁渡島教育局長 五十嵐 晋

- 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量

北海道七飯養護学校通学用バス借上運行業務

- | | | | | |
|---|---------|--------|------------|------|
| ア | 5号線コース | （1日3便） | （1日当たりの単価） | 107日 |
| イ | 5号線コース | （1日2便） | （1日当たりの単価） | 100日 |
| ウ | 産業道路コース | （1日2便） | （1日当たりの単価） | 207日 |
| エ | 五稜郭コース | （1日3便） | （1日当たりの単価） | 107日 |
| オ | 五稜郭コース | （1日2便） | （1日当たりの単価） | 100日 |
| カ | 北斗市コース | （1日3便） | （1日当たりの単価） | 107日 |
| キ | 北斗市コース | （1日2便） | （1日当たりの単価） | 100日 |

- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

- (4) 履行場所 入札説明書による。

- 2 入札に参加する者に必要な資格

令和2年北海道教育庁渡島教育局告示第12号に規定する北海道七飯養護学校通学用バス借上運行単価契約に関する資格を有すること。

- 3 契約条項を示す場所

北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

- 4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎4階402号会議室
（送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室）

- (2) 入札日時 令和2年3月3日（火）午前10時（送付による場合は、同月2日（月）午後5時までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

- 5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

- 6 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

令和2年2月7日付け北海道教育庁渡島教育局告示第11号

- 7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/>）においてダウンロードすることができる。

- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

- (1) 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

- (2) 入札書には積算内訳書を添付することとし、開札後、当該積算内訳書を審査し、地方運輸局へ届け出た運賃・料金をもとに積算された入札金額（単価）であることの確認を行う。

- 9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を

講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電 話 番 号 0138-47-9029

11 Summary

- A Nature and quantity of the services to be procured : Chartered school bus with a driver course 5gosen (3 times a day) 107 services, 5gosen (2 times a day) 100 services, course Sangyodoro (2 times a day) 207 services, course Goryokaku (3 times a day) 107 services, Goryokaku (2 times a day) 100 services, course Hokutoshi (3 times a day) 107 services, Hokutoshi (2 times a day) 100 services
- B Bid tendering date and time : 10:00 A.M., March 3, 2020
(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., March 2, 2020)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Oshima District Bureau of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8557 Japan
Phone : 0138-47-9029

北海道教育庁十勝教育局告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年2月7日

北海道教育庁十勝教育局長 大橋 則之

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量
 - ア A重油その1（1リットル当たりの単価） 115,000リットル
 - イ A重油その2（1リットル当たりの単価） 48,000リットル
 - ウ A重油その3（1リットル当たりの単価） 126,000リットル
 - エ A重油その4（1リットル当たりの単価） 89,000リットル
 - オ A重油その5（1リットル当たりの単価） 138,000リットル
 - カ 灯油その1（1リットル当たりの単価） 90,000リットル
 - キ 灯油その2（1リットル当たりの単価） 18,000リットル

アからキまでについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成30年北海道告示第721号及び令和元年北海道告示第756号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

また、入札参加を希望する油種について、石油販売業の届出をしていない場合は、元売者又は主たる仕入れ先からの供給を証明できるものの写しを提出できること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和2年2月7日（金）から同年3月13日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝合同庁舎地下S会議室
（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和2年3月19日(木)午前10時(送付による場合は、同月18日(水)午後5時までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

また、北海道教育庁十勝教育局のホームページ(<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tky/>)においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目

(3) 電話番号 0155-26-9237

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- | | | |
|---|-------------------------------|----------------|
| a | Fuel oil A (JIS class 1, No1) | 115,000 liters |
| b | Fuel oil A (JIS class 1, No1) | 48,000 liters |
| c | Fuel oil A (JIS class 1, No1) | 126,000 liters |
| d | Fuel oil A (JIS class 1, No1) | 89,000 liters |
| e | Fuel oil A (JIS class 1, No1) | 138,000 liters |
| f | Kerosene (JIS class 1) | 90,000 liters |
| g | Kerosene (JIS class 1) | 18,000 liters |

B Bid tendering date and time : From a to g 10 : 00 A.M., March 19, 2020
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 18, 2020)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Tokachi District
Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Higashi 3-jo Minami 3-chome,
Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan
Phone : 0155-26-9237

北海道教育庁十勝教育局告示第3号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和2年2月7日

北海道教育庁十勝教育局長 大橋 則之

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 複写機の賃貸借(点検、調整及び消耗品(用紙及びステープルを除く。)の供給を含む。)一式(1月1台当たりの単価及び1枚当たりの単価)

イ 調達台数及び調達予定枚数

(ア) 1台及び1月当たり 90,300枚

(イ) 14台及び1月当たり 140,200枚

(ア)及び(イ)については、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契約期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、迅速な点検、調整及び消耗品(用紙及びステープルを除く。)の供給の体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達する物品等に関し、要求する仕様を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年2月7日（金）から同月28日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝合同庁舎地下S会議室
（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和2年3月19日（木）午後2時（送付による場合は、同月18日（水）午後4時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4版用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道教育庁十勝教育局のホームページ（[http://](http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tky/)

www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tky/）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、入札総価額（1台分に係る1月当たりの基本料金に各入札金額（単価）にそれぞれの予定枚数を乗じて得た金額を加えた合計金額）が最低である者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目

(3) 電話番号 0155-26-9237

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Lease of copying machine 1 set

b Lease of copying machine 14 sets

B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., March 19, 2020

(If mailed, bids must arrive no later than 4:00 P.M., March 18, 2020)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Higashi 3-jo Minami 3-chome, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan

Phone : 0155-26-9237

北海道教育庁十勝教育局告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年2月7日

北海道教育庁十勝教育局長 大橋 則之

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 学習用タブレット等の賃貸借 一式 45台分
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和2年5月29日（金）
- (4) 契約期間 令和2年6月1日から令和8年5月29日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (5) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年2月7日（金）から同月26日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝合同庁舎4階D会議室
（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 令和2年3月4日（水）午前10時（送付による場合は、同月3日（火）午後4時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁十勝教育局のホームページ（<http://www.dokyoipref.hokkaido.lg.jp/hk/tsky/index.htm/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
- (3) 電話番号 0155-26-9237

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of tablet Computer 45 sets

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 4, 2020
(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., March 3, 2020)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Tokachi District
Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Higashi 3-jo Minami 3-chome,
Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan
Phone : 0155-26-9237

北海道教育庁釧路教育局告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達発注は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年2月7日

北海道教育庁釧路教育局長 川 端 雄 一

1 入札に付する事項

(1) 調達発注する物品等の名称及び調達発注数量

ア A重油（釧路湖陵高校、釧路工業高校及び釧路東高校）（1リットル当たりの単価）	203,999リットル
イ A重油（釧路江南高校、釧路商業高校及び釧路鶴野支援学校）（1リットル当たりの単価）	176,666リットル
ウ A重油（釧路明輝高校）（1リットル当たりの単価）	44,166リットル
エ A重油（釧路養護学校）（1リットル当たりの単価）	107,099リットル
オ A重油（厚岸翔洋高校）（1リットル当たりの単価）	41,533リットル
カ A重油（標茶高校）（1リットル当たりの単価）	46,333リットル
キ A重油（弟子屈高校）（1リットル当たりの単価）	28,666リットル
ク A重油（阿寒高校）（1リットル当たりの単価）	23,333リットル
ケ A重油（白糠高校）（1リットル当たりの単価）	44,000リットル
コ A重油（白糠養護学校（白糠学園を含む。））（1リットル当たりの単価）	124,566リットル
サ 灯油（釧路湖陵高校、釧路工業高校及び釧路東高校）（1リットル当たりの単価）	41,699リットル
シ 灯油（釧路江南高校及び釧路明輝高校）（1リットル当たりの単価）	25,383リットル
ス 灯油（釧路商業高校、釧路養護学校及び釧路鶴野支援学校）（1リットル当たりの単価）	24,116リットル
セ 灯油（厚岸翔洋高校）（1リットル当たりの単価）	14,113リットル

ソ 灯油（標茶高校）（1リットル当たりの単価）	31,971リットル
タ 灯油（弟子屈高校）（1リットル当たりの単価）	7,533リットル
チ 灯油（阿寒高校）（1リットル当たりの単価）	6,850リットル
ツ 灯油（白糠高校及び白糠養護学校）（1リットル当たりの単価）	24,683リットル

アからツまでについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達発注する物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項に定める石油販売業（重油・灯油）の届出をしている者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和2年2月7日（金）から同年3月12日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号
北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道釧路総合振興局別館釧路

教育局会議室（送付による場合は、郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時

ア 1の(1)のAからCまで 令和2年3月19日（木）午前10時

イ 1の(1)のDからFまで 令和2年3月19日（木）午後1時30分

ア及びイについて、送付による場合は、同月18日（水）までに必着。

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量95グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道教育庁釧路教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/krk/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号

(3) 電話番号 0154-43-9274

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a	Fuel oil A (JIS class 1, No.2)	203,999 liters
b	Fuel oil A (JIS class 1, No.2)	176,666 liters
c	Fuel oil A (JIS class 1, No.2)	44,166 liters
d	Fuel oil A (JIS class 1, No.2)	107,099 liters
e	Fuel oil A (JIS class 1, No.2)	41,533 liters
f	Fuel oil A (JIS class 1, No.2)	46,333 liters
g	Fuel oil A (JIS class 1, No.2)	28,666 liters
h	Fuel oil A (JIS class 1, No.2)	23,333 liters
i	Fuel oil A (JIS class 1, No.2)	44,000 liters
j	Fuel oil A (JIS class 1, No.2)	124,566 liters
k	Kerosene (JIS No.1)	41,699 liters
l	Kerosene (JIS No.1)	25,383 liters
m	Kerosene (JIS No.1)	24,116 liters
n	Kerosene (JIS No.1)	14,113 liters
o	Kerosene (JIS No.1)	31,971 liters
p	Kerosene (JIS No.1)	7,533 liters
q	Kerosene (JIS No.1)	6,850 liters
r	Kerosene (JIS No.1)	24,683 liters

B Bid tendering date and time :

a to j 10:00 A.M., March 19, 2020

k to r 1:30 P.M., March 19, 2020

(If mailed, bids must arrive no later than March 18, 2020)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kushiro District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Urami 2-chome 1-1, Kushiro, Hokkaido 085-0835 Japan

Phone : 0154-43-9274

道公安委員会規則

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する公安委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月7日

北海道公安委員会委員長 小林 ヒサヨ

北海道公安委員会規則第2号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する公安委員会規則の一部を改正する

規則

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する公安委員会規則（平成17年北海道公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則

第1条中「使用して行わせ、又は」を「使用する方法により」に改める。

第2条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に改める。

第3条の見出し中「電子情報処理組織を使用して行わせることができる」を削り、同条第1項中「情報通信技術利用法第3条第1項」を「情報通信技術活用法第6条第1項」に、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則」を「国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」に、「第5条第1項」を「第11条第1項」に、「使用して行わせる」を「使用する方法により行う」に改め、同条第2項を削る。

第4条の見出しを「(申請等の手続)」に改め、同条第1項中「前条に規定する申請等を」を削り、「使用して」を「使用する方法により申請等を」に、「について、情報通信技術利用法第3条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する申請等」を「を当該申請等」に、「であって、次に掲げる機能を有するものから入力して」を「から入力し」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「しようとする」を「行う」に、「別表第3」を「別表第2」に改め、同条第3項中「情報通信技術利用法第3条第1項」を「情報通信技術活用法第6条第1項」に改める。

第5条を削る。

第6条の見出し中「電子情報処理組織を使用して行うことができる」を削り、同条中「第9条第1項」を「第11条第1項」に、「使用して」を「使用する方法により」に改め、同条を第5条とする。

第7条の見出しを「(処分通知等の手続)」に改め、同条第1項中「前条の」を削り、「使用して」を「使用する方法により」に改め、「情報通信技術利用法第4条第1項に規定する電子計算機のうち」を削り、「もの」を「電子計算機」に改め、同条を第6条とする。

第8条を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

遺失物法（平成18年法律第73号）	第17条、第20条第3項及び第21条第2項
-------------------	-----------------------

遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）	第5条第1項及び第26条
警備業法（昭和47年法律第117号）	第46条
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）	第40条第2項
道路交通安全法（昭和35年法律第105号）	第98条第5項及び第99条の6第1項
北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）	第13条本文

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。